

第23回 福岡市都市景観審議会



令和7年5月19日（月）

景観計画 改定 スケジュール



年度	令和6年度		令和7年度				令和8年度
月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
改定作業	12月議会報告 (検討着手)	3月議会報告 (方向性)	議会適宜報告		議会報告 (原案)	パブリックコメント	策定
景観審議会		第1回 方向性等	第2回 改定骨子案	第3回 原案	第4回 パブコメ結果・答申		

開催	第1回	第2回	第3回	第4回
日時	令和7年2月3日	令和7年5月19日	令和7年7月頃	令和7年度
検討項目	○現計画の概要 ○現計画の振り返り ○景観を取り巻く近年の動向 ○課題整理等 ○新計画の方向性（案）	【説明・意見交換】 ○振り返り ○改定骨子案	○原案	○パブコメ結果 ○新計画案 ○答申

1. 振り返り

2. 骨子案について

1. 振り返り

2. 骨子案について

1. 振り返り



第2 2回都市景観審議会での主な意見

魅力、風格、賑わいのある景観づくり

- ・一階レベルの賑わい、商店街や屋台など、福岡らしい賑わいの景観を守り誘導していくことを掲げてほしい
- ・界隈性、賑わいについて計画に入れることを検討してはどうか
- ・ノスタルジックを感じる古い街並みをどう残していくかが大事
- ・賑わいをもたらすには、人が集まり、広告物もあり、人が楽しむという一方で、それが風格や環境の破壊につながっていたりする

自然を生かした景観づくり

- ・都心のこれからのまちづくりでは無機質ではない花と緑がすごく大事
- ・福岡は、歴史的にも港または水辺、那珂川など水に関して景観面で親和性がある
- ・緑地の緑が枯れてきている印象。緑地の保全地区、緑をどう残していくか対策が必要
- ・高木の植栽が推奨されているが、今後の具体的な保全、創造の考え方の整理が必要

賑わい・活気のある景観づくり

- ・天神、近郊の高層マンションは明度が小さい建物が多く建ってきている
計画の中で周辺の景観との調和に触れてほしい
- ・Fukuoka East&West Coast プロジェクトで海辺や港の美装化などいい取り組みをしている
- ・神社を中心としたお祭りとかコミュニティがしっかりしたところはまだいっぱい残っており、そういったところの位置づけが今後大事になってくる



第2 2回都市景観審議会での主な意見

歴史と文化を生かした景観づくり

- ・新計画で「文化」という表現が消えているが文化の扱いは大事な要素
- ・歴史的資源を守っていくことが、市の観光の活性化にも役に立つ
- ・櫛田神社の周りなど歴史的な資源をどう生かすのかというのが景観計画の中で曖昧
- ・神社仏閣は市内いろいろなところにあるのでそういう景観をしっかり守ってほしい
- ・天守閣や町屋など今現物としてないものを復元することも、
歴史資源を生かした景観づくりに寄与するのではないか
- ・鳥飼八幡宮のような新しい感性を持った取組み、古い神社仏閣などに新しいアレンジをして、
今から歴史資源化していくような取り組みのあるのではないか

その他

- ・福岡らしさを示す景観を改めてしっかりと議論することが今回の計画検討の中で非常に重要
- ・懐かしさを感じるような、人の生活の営みや祭り等の活動の景観、精神的風土が大事
- ・他都市では、民有地が売られてソーラーパネルが非常に多い
- ・アドトラックなど規制を検討してほしい
- ・最近色々な街並みで見られるイルミネーションをどう規制していくか考えていく必要がある。
- ・神社仏閣周辺のパーキングの看板が原色で出ているのはどうか

1. 振り返り

○第22回都市景観審議会での主な意見を踏まえ、新計画の方向性（案）を修正。

前回の審議会案

新計画の方向性（案） 目標年次：令和16（2034）年度

景観形成の理念

- 理念1 都市景観は、市民の共有財産である
- 理念2 市民参加による都市景観の形成
- 理念3 長期的な視点を持つ
- 理念4 地域性、個性を生かす

景観形成の目標像

- 顔のあるまち
- 個性がいきるまち
- 魅力を感じるまち

景観形成の基本方針

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- 風格と賑わいと潤いのある景観づくり
- エリアマネジメント団体など地域との共働による景観づくり

2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- 花や緑、水辺など豊かな自然を守り、創り、生かす潤いや安らぎを感じる景観づくり
- 豊かな自然を感じる景観づくり
- 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり
- 地域との共働による景観づくり

3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- 地域団体等の支援など地域との共働による景観づくり
- 個性を生かした景観づくり（箱崎キャンパス跡地など）

4 歴史資源を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- 高さや形態、意匠などを誘導して歴史資源を守り生かす刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくり
- 歴史資源への市民の関心の向上など地域との共働による景観づくり
- 歴史資源を生かした景観づくり

修正後

新計画の方向性（案） 目標年次：令和16（2034）年度

景観形成の理念

- 理念1 都市景観は、市民の共有財産である
- 理念2 市民参加による都市景観の形成
- 理念3 長期的な視点を持つ
- 理念4 地域性、個性を生かす

景観形成の目標像

- 顔のあるまち
- 個性がいきるまち
- 魅力を感じるまち

景観形成の基本方針

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- 風格と賑わいと潤いのある景観づくり
- 市民や来街者が歩いて楽しめる賑わいや界索性などを感じられる景観づくり
- エリアマネジメント団体など地域との共働による景観づくり

2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- 花や緑、水辺など豊かな自然を守り、創り、生かす潤いや安らぎを感じる景観づくり
- 豊かな自然を感じる景観づくり
- 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり
- 地域との共働による景観づくり

3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- 地域団体等の支援など地域との共働による景観づくり
- 個性を生かした景観づくり（箱崎キャンパス跡地など）
- 形態、意匠など周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくり

4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- 高さや形態、意匠などを誘導して歴史と文化を守り生かす刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくり
- 歴史資源への市民の関心の向上など地域との共働による景観づくり
- 歴史資源を生かした景観づくり

1. 振り返り

2. 骨子案について

2. 骨子案について（序章（景観形成の考え方（景観計画の構成）））

福岡市都市景観形成基本計画（S63.3～市景観条例に基づき策定）

序章

1. 基本計画の理念
2. 基本計画の目的と位置づけ
3. 基本計画の構成と内容

第1章 総論

1. 社会的背景
2. 必要性
3. 取り組み方
4. 都市景観の意味

第2章 特性

1. 都市形成史の特色
2. 骨格的資源
3. 福岡らしさを示す景観

第3章 計画

1. 目標
2. 基本方針
3. 景観形成将来構想

第4章 実践

1. 施策の体系
2. 推進方策
3. 重点地区の選定

福岡市景観計画

（H24.3～景観法に基づき策定）
（H28.3～歴史・伝統ゾーンの追加による改定）

序章 景観形成の考え方

1. 景観計画の位置づけ
2. 景観形成の考え方

第1章 景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観形成の基本方針
2. 地域特性を活かした景観形成方針

第3章 大規模建築物等に関する事項

1. 届出対象行為
2. 大規模建築物等に関する行為の制限
3. 色彩に関する景観形成基準

第4章 都市景観形成地区に関する事項

1. 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針
2. 届出対象行為
3. 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

1. 景観重要建造物
2. 景観重要樹木

第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

新・福岡市景観計画 構成案

基本計画からの移行項目
景観計画からの移行項目
新たな項目

序章 景観形成の考え方

1. 基本的事項

- (1) はじめに（景観計画の構成）
- (2) 計画の目的（理念や目標像を踏襲し、魅力を感じる景観づくりに取り組む）
- (3) 位置づけ（第10次福岡市基本計画等の上位計画との連携を図る）
- (4) 目標年次（第10次福岡市基本計画とあわせ、令和16（2034）年度とする）

2. 福岡市の景観特性

- (1) 都市形成史の特色（海と共に栄えてきた都市、二都市の融合、自然と調和した都市）
- (2) 福岡らしさを示す景観
- (3) 景観形成の考え方（都市計画マスタープランを参照）

3. 景観形成の理念（都市景観は、市民の共有財産である など）

4. 目標像（「顔のあるまち」「個性がいきるまち」「魅力を感じるまち」）

5. 基本方向（三つの目標像を実現するため、四つの基本方向を策定する）

第1章 景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 地域特性を活かした景観形成方針

第3章 大規模建築物等に関する事項

1. 届出対象行為
2. 大規模建築物等に関する行為の制限
3. 色彩に関する景観形成基準

第4章 都市景観形成地区に関する事項

1. 都市景観形成地区の指定の考え方
2. 届出対象行為
3. 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

1. 景観重要建造物
2. 景観重要樹木

第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第8章 景観づくりを総合的に推進するための方策

1. 推進方策
2. 成果指標

ビジョン編

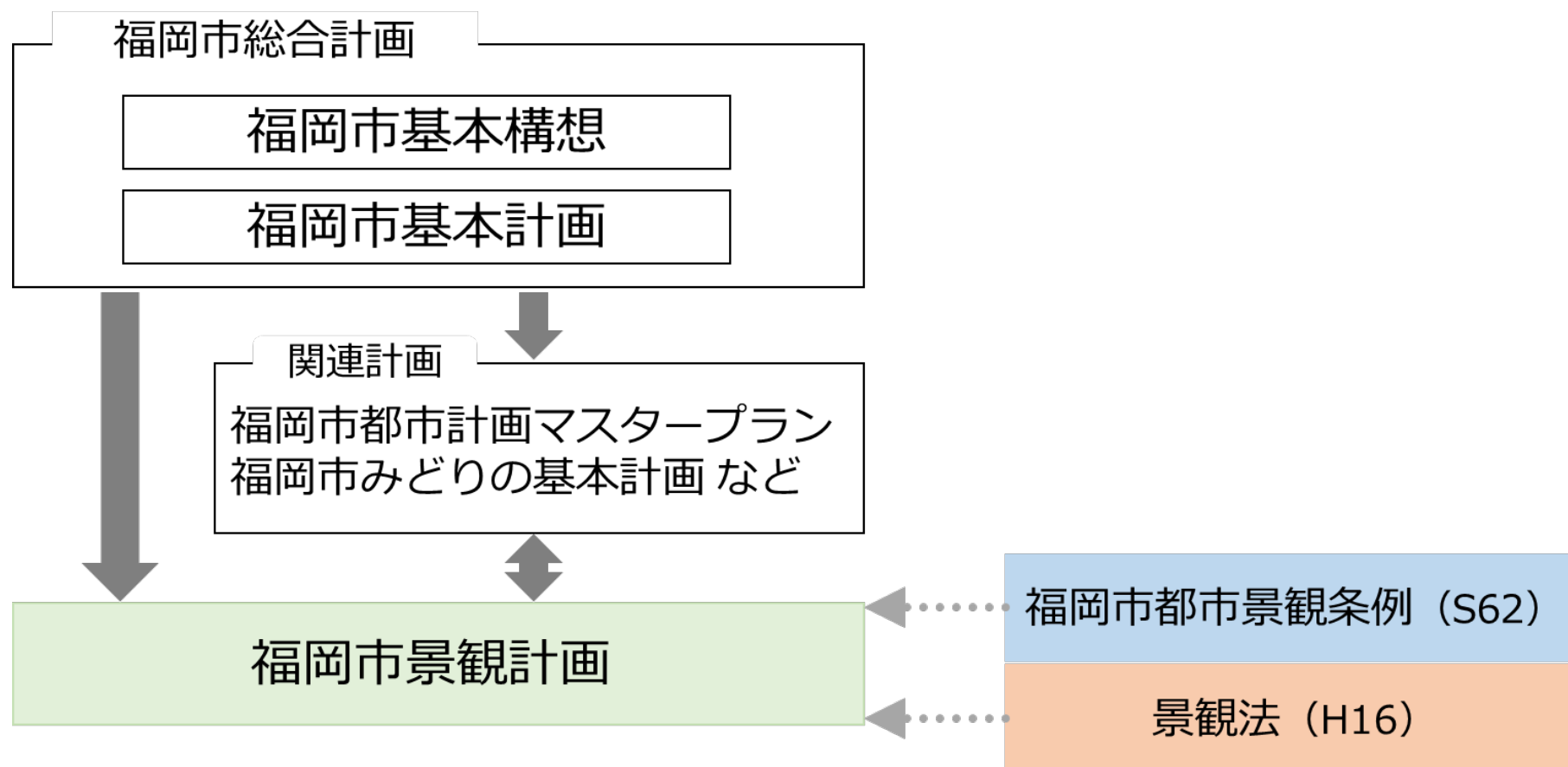
推進編

2. 骨子案について（序章（景観形成の考え方（基本的事項）））

■ 福岡市景観計画

- 上位計画である「福岡市基本計画」や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、都市景観を総合的かつ計画的に形成するための基本的な理念や目標像を示すとともに、良好な景観形成のための方針、基準、主な施策を示すもの。

■ 位置づけ



■ 目標年次

- 令和16（2034）年度（上位計画である第10次福岡市基本計画と同じ）。

2. 骨子案について(序章(景観形成の考え方((景観形成の理念・目標像・基本方向)))

社会情勢の変化等

【社会全体】

- ・超高齢社会の進展
- ・脱炭素社会に向けた社会的要請
- ・デジタル化の進展

【都市景観関連】

- ・価値観・ライフスタイルの多様化
- ・都心部や拠点などにおける地域特性に応じたまちづくりの進展

市民からの意見

- ・魅力、風格、賑わいある
景観づくりに関する意見
- ・自然を生かした
景観づくりに関する意見
- ・賑わい・活気のある
景観づくりに関する意見
- ・歴史と文化を生かした
景観づくりに関する意見

学識経験者等からの意見

- ・福岡らしい賑わいの景観を守り
誘導していくことを掲げてほしい
- ・都心のこれからのまちづくりでは
無機質ではない花と緑がすごく大事
- ・天神や近郊の高層マンションは
明度の小さい建物が多く建ってきている
周辺の景観との調和に触れてほしい
- ・歴史的資源を守っていくことが、
市の観光の活性化にも役に立つ

など

第10次福岡市基本計画（都市景観に関連する主なポイント）

<目標4> 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり

- ・豊かな自然環境から受ける恩恵を将来にわたって享受するため、農林水産業が有する自然環境の保全や景観形成などの多面的機能を活用するとともに、行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組みます。

4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり

- ・公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や維持管理、魅力向上を図るなど、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進めます。

<目標5> 磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている

5-1 観光資源の磨き上げと戦略的なプロモーションの推進

- ・自然環境や歴史資源を生かした都市景観、美術館や博物館などの文化芸術、食、祭りなどの福岡市固有の魅力を観光資源として磨き上げ、広域的な連携も図りながら戦略的なプロモーションに取り組むことで付加価値の高い観光誘客を推進するとともに、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興に取り組みます。

5-2 博多・福岡の歴史・文化を生かした観光振興

- ・商人の街「博多」と城下町「福岡」の歴史や文化を生かし、「博多」においては、神社仏閣等を生かした歴史的な街並みの形成に加え、趣のある道づくりや新たな観光拠点づくりなどに取り組むとともに、「福岡」において、都心に近い貴重な緑地空間である舞鶴公園・大濠公園の一体的な活用を進め、福岡城や鴻臚館のさらなる整備・活用により、市民の憩いと集客交流の拠点づくりに取り組みます。

改定の考え方

- 景観計画は、良好な都市景観の形成に向けて長期的な視点で取り組んでいくものであることから、**景観形成の理念や目標像は維持しながら改定を進めていく。**
- 景観形成の基本方針については、これまでの方向性を維持しながら、社会情勢の変化や市民意見、福岡市基本計画等を踏まえ、「人々の価値観が変化の中で花や緑の大切さが再認識されていること」や、「歴史や文化の価値や必要性が重要視されていること」の視点を明確化**する方向で検討を進めていく。

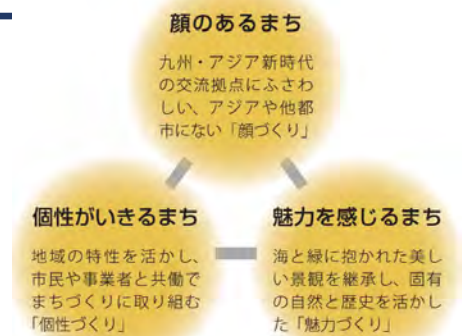
2. 骨子案について(序章(景観形成の考え方(景観形成の理念・目標像・基本方向)))

景観形成の理念

- 理念1 都市景観は、市民の共有財産である
- 理念2 市民参加による都市景観の形成
- 理念3 長期的な視点を持つ
- 理念4 地域性、個性を活かす

景観形成の目標像

- 顔のあるまち
- 個性がいきるまち
- 魅力を感じるまち



景観形成の基本方向

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- 方針1 風格や潤いのある景観づくり
- 方針2 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- 方針1 豊かな自然を感じる景観づくり
- 方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- 方針1 個性を生かした景観づくり
- 方針2 周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- 方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり
- 方針2 歴史資源を生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



2. 骨子案について(序章(景観形成の考え方(景観形成の理念・目標像・基本方向)))

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

方針1 風格や潤いのある景観づくり

- ◆アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした都市機能の集積や身近に感じることのできる豊かな自然など、本市の特性を生かし、交流拠点都市にふさわしい風格や賑わい、潤いのある景観づくりを進める。

<主な施策>

- 景観上重要な建築物等の景観誘導
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 景観重要公共施設の指定
- 魅力的で秩序ある広告景観づくり
 - ・屋外広告物のデザイン審査（バスシェルター、ラッピングバス、バナー など）
 - ・屋外広告物の適正化（無許可広告物や路上違反広告物の是正指導など）



屋外広告物（デザイン審査）



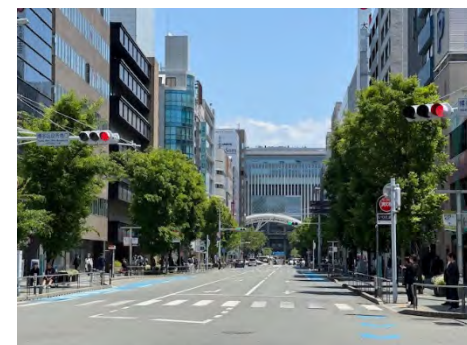
街路樹イルミネーション（博多駅）

方針2 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり

- ◆都心部では、商業・業務・文化施設などが集積する拠点やそれらをつなぐ回遊軸において、市民や来街者が歩いて楽しめる賑わいや界隈性などを感じられる景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 公共空間における良好な景観の誘導
 - ・わかりやすい案内サインの検討・促進
 - ・街路樹イルミネーション



都市景観形成地区
（はかた駅前通り地区）

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント団体などの地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導
（視点：風格や賑わい、潤いのある景観の形成）
- エリアマネジメント団体との共働

2. 骨子案について(序章(景観形成の考え方(景観形成の理念・目標像・基本方向)))

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

方針1 豊かな自然を感じる景観づくり

- ◆海や空からの景観に配慮し、博多湾ややまなみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保するほか、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備などにより、豊かな自然を感じる景観づくりを進める。

<主な施策>

- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- 博多港における良好な景観の形成
 - ・博多港景観形成指針の運用
 - ・景観形成ガイドラインの運用（アイランドシティ等）
- 公共空間の景観整備
 - ・道路の美装化や無電柱化



公共空間の景観整備（北崎）

方針2 質の高いブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり

- ◆公園や街路樹等のみどりは、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素であるため、公共施設及び民有地の花や緑をさらに創り、みどりによる魅力的な景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 花や緑による良好な景観の形成
- 水辺を生かしたまちづくり
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）



水辺を生かしたまちづくり
（水上公園）

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆花や緑、水辺などの豊かな自然を守り、新たに創り、それらを生かすことで、潤いや安らぎを感じることができるよう、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
（視点：豊かな自然を感じるみどりを生かした景観の形成）



都市景観形成地区
（アイランドシティ地区）

2. 骨子案について(序章(景観形成の考え方(景観形成の理念・目標像・基本方向)))

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

方針1 個性を生かした景観づくり

- ◆計画的なまちづくりが進められる地区において、まちづくりにあたってのルールづくりや、地域の持つ特性の継承などにより、市民や地域団体との共働による地域の個性を生かした景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
（視点：地域の個性を生かした景観の形成）
- 地区計画の策定
- 地域まちづくり計画（特定まちづくりルール）の策定



都市景観形成地区
（香椎副都心（千早）地区）

方針2 周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくり

- ◆都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等を中心に、形態や色彩、意匠を誘導するなど、周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
・届出の機会をとらえた助言・指導
- 多様化するニーズなどに対応した景観誘導
・デザインガイドライン、色彩ガイドラインの適切な運用
・新たな広告媒体等に対応した景観誘導の検討



S N S等を活用した情報発信

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆市民の景観意識の一層の向上を図るとともに、景観づくりに向けた地域団体等を積極的に支援するなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 景観意識の啓発
・都市景観賞を中心とした意識高揚事業
・S N S等を活用した情報発信
・景観教育（出前講座など）
- 地域主体の景観づくり
・景観づくり地域団体の認定・活動助成
・市民ボランティアと連携した路上違反広告物対策
・景観協定

2. 骨子案について(序章(景観形成の考え方(景観形成の理念・目標像・基本方向)))

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり

- ◆ 神社や仏閣など歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さや形態、意匠などを誘導するなど、歴史と文化を守ることで、市民が愛着や誇りを持ち、刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・ 届出の機会をとらえた助言・指導
- 民間建築物の修景助成
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・ 専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）



民間建築物の修景助成

方針2 歴史資源を生かした景観づくり

- ◆ 歴史的なまちなみの形成を進めている地区において、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備により、歴史資源を生かした景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 公共空間の景観整備
 - ・ 道路の美装化や無電柱化（再掲）



公共空間の景観整備

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆ 歴史資源を生かしたまちづくりへの市民の関心の一層の向上を図るとともに、よりきめ細やかな景観誘導のルール作りなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
 - （視点：歴史・文化を守り生かす景観の形成）
- 景観意識の啓発
 - ・ 都市景観賞を中心とした意識高揚事業（再掲）
 - ・ 博多旧市街ライトアップウォーク
 - ・ SNS等を活用した情報発信（再掲）



都市景観形成地区
（筥崎宮地区）

2. 骨子案について（第8章 景観づくりを総合的に推進するための方策）



■ 成果指標

○景観計画の改定については、市民や議会、有識者等からの意見を伺いながら検討を進めてきており、今回、目標像や方針、主な施策を案としてまとめているが、今後、成果指標についても、指標の分かりやすさやデータ収集の容易さ等も踏まえつつ、検討を進めていく。

＜成果指標の設定イメージ＞

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ＜指標例＞
- ・都心部の1日あたりの歩行者交通量
 - ・大規模建築物等の届出件数
 - ・建築物や広告物の調和がとれた街並みであると感じている市民の割合
 - ・都市景観形成地区の届出件数

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- ＜指標例＞
- ・公共公益施設、民有地のみどりの面積
 - ・河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合
 - ・都心部のみどりが豊かであると感じている市民の割合
 - ・河川・水辺等の面積

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ＜指標例＞
- ・都市景観形成地区の指定地区数
 - ・景観づくり地域団体認定数
 - ・景観に関する関心度
 - ・写真コンテストの応募総数

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ＜指標例＞
- ・歴史・伝統ゾーンにおける景観誘導による更新件数
 - ・歴史・伝統ゾーンの都市景観形成地区の指定地区数
 - ・歴史的財産を生かした街並みであると感じている市民の割合
 - ・歴史・伝統ゾーンにおける届出件数

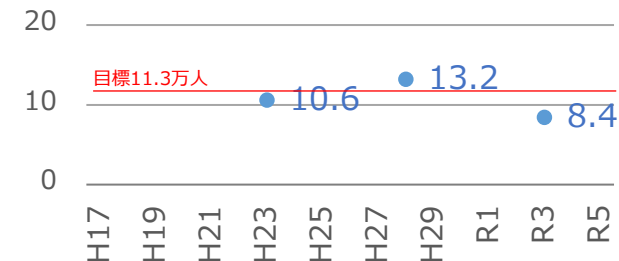
2. 骨子案について（第8章 景観づくりを総合的に推進するための方策）



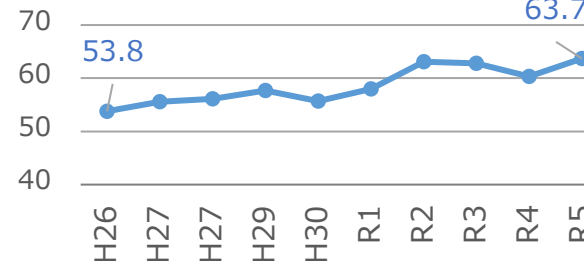
参考 景観形成の基本方針毎の現状

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

都心部の1日あたりの
歩行者交通量(万人)

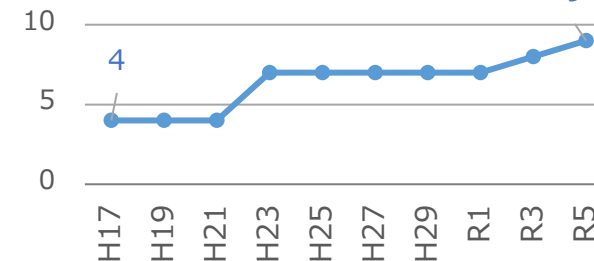


建築物や広告物の調和がとれた
街並みについての評価(%)

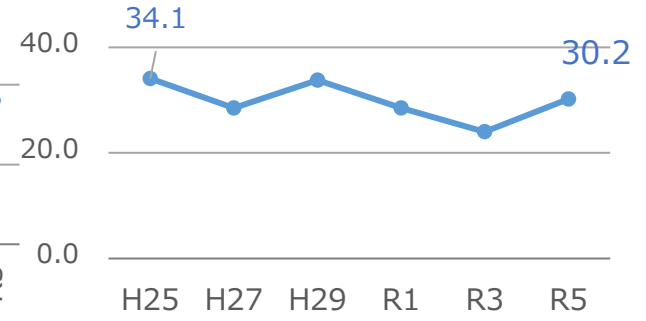


基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

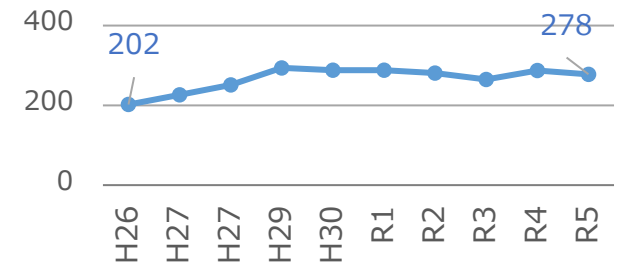
都市景観形成地区の
指定地区数(地区)



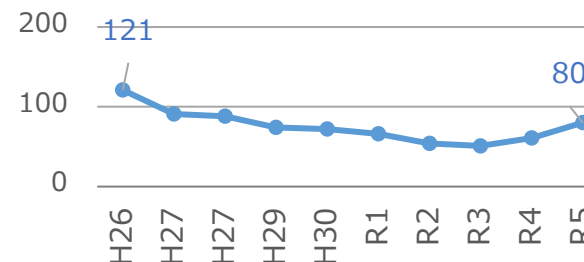
都市景観賞の認知度(%)



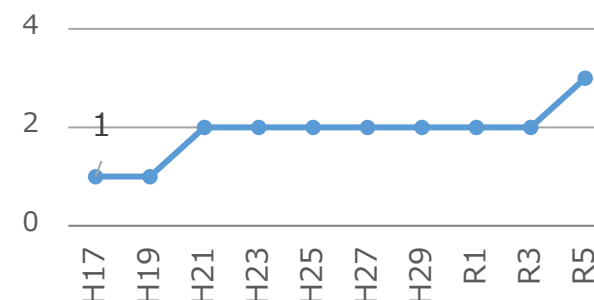
大規模建築物等の
届出件数(件)



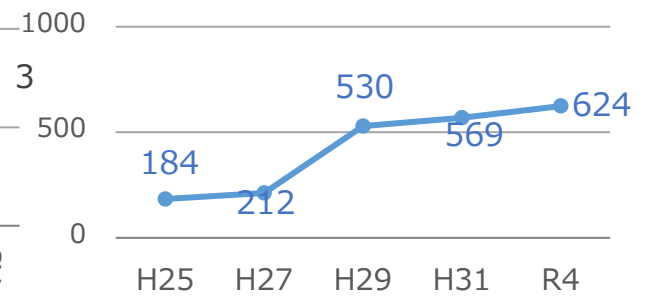
都市景観形成地区の
届出件数(件)



景観づくり地域団体認定数

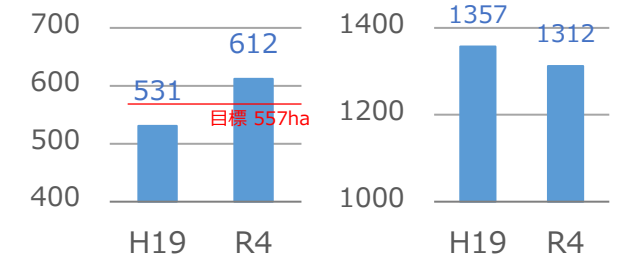


写真コンテストの応募総数(件)

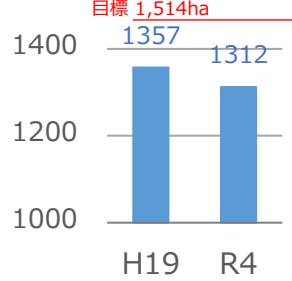


基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

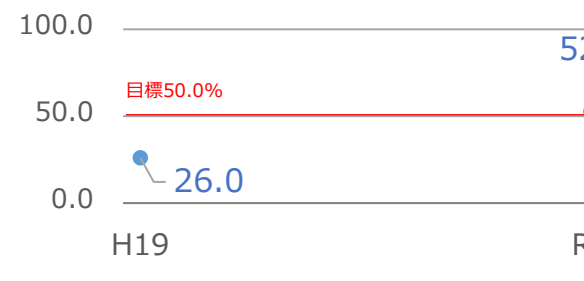
公共公益施設の
みどりの面積(ha)



民有地の
みどりの面積(ha)

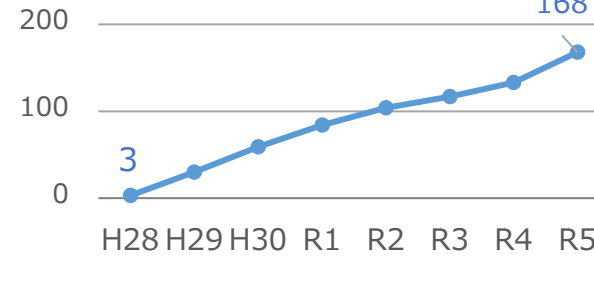


都心部のみどりが豊かであると
感じている市民の割合(%)

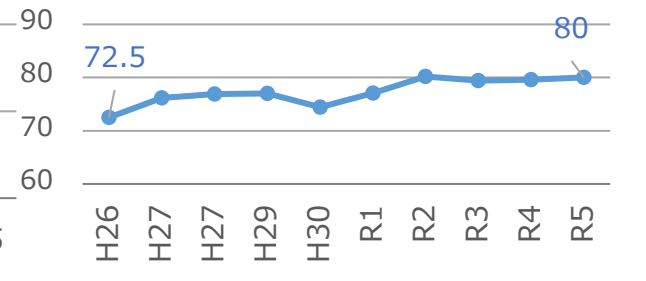


基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

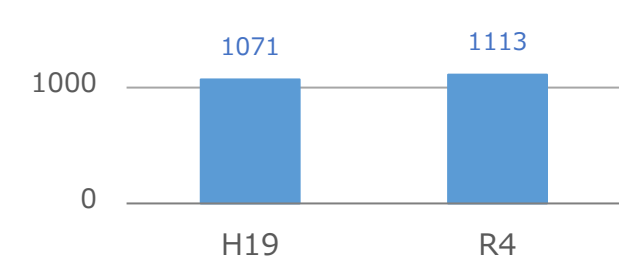
歴史・伝統ゾーンにおける
景観誘導による更新件数(件)



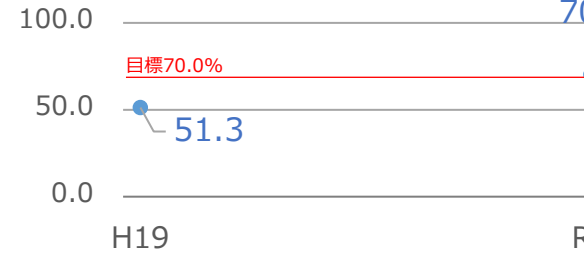
歴史的財産を活かした
街並みについての評価(%)



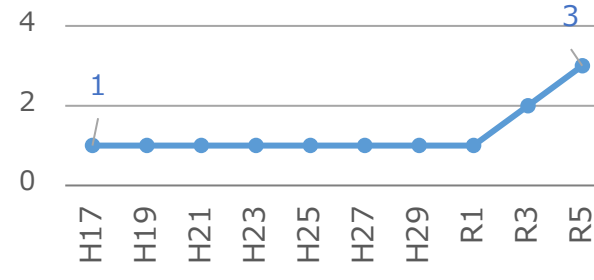
河川・水辺等の面積
(ha)



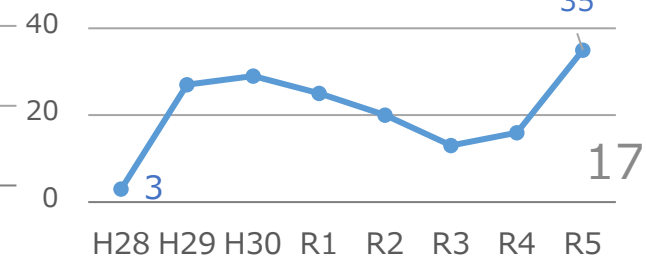
河川の水辺のみどりが豊かである
と感じている市民の割合(%)



歴史・伝統ゾーンの
都市景観形成地区の指定地区数



歴史・伝統ゾーンにおける
届出件数(件)



2. 骨子案について（景観法等に掲げる事項）

- 景観計画は景観法に基づき策定するものであり、現景観計画と同様に景観法等に掲げる以下の事項について定める。

■ 第1章 景観計画区域	「景観法 第8条 第2項 第1号」
■ 第2章 良好な景観形成に関する方針	「景観法 第8条 第3項」
■ 第3章 大規模建築物等に関する事項	「景観法 第8条 第2項 第2号」
■ 第4章 都市景観形成地区に関する事項	「福岡市 都市景観条例 第10条 第2項」
■ 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項	「景観法 第8条 第2項 第3号」
・ 景観重要建造物	
・ 景観重要樹木	
■ 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項	「景観法 第8条 第2項 第4号ロハ」
■ 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	「景観法 第8条 第2項 第4号イ」

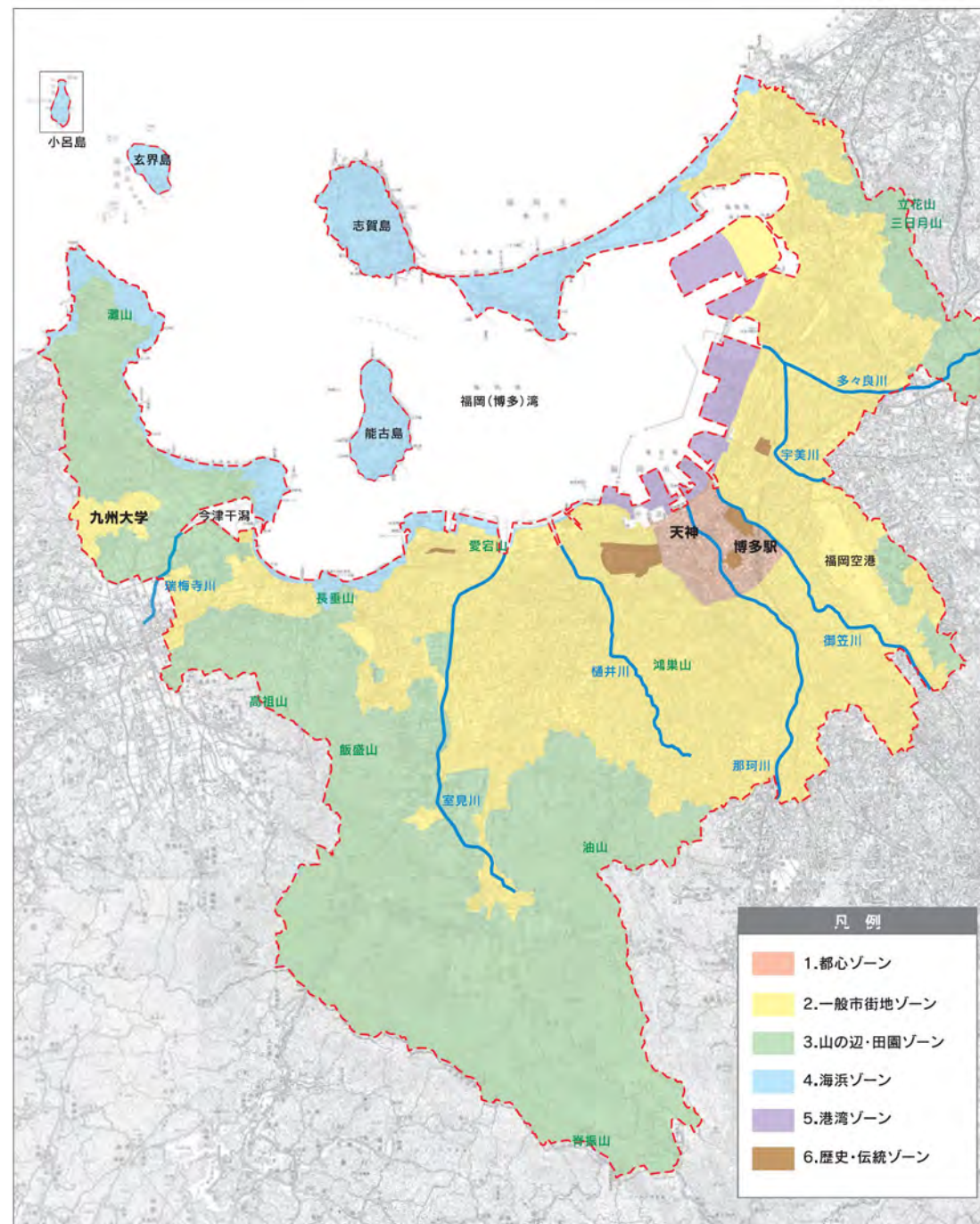
19

2. 骨子案について（第2章 良好な景観の形成に関する方針）

■ 第2章 良好な景観形成に関する方針

«景観法 第8条 第3項»

- 景観計画区域を地域特性に応じ6つのゾーンに区分し、景観形成の基本方向を踏まえ、それぞれの特性を生かした方針(景観形成方針)を定める。



2. 骨子案について（第2章 良好な景観の形成に関する方針）

参考 景観形成方針（現計画）

1. 都心ゾーン



景観特性

- 都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り）が半径約1 kmの比較的小さいコンパクトなインナーリングを構成し、その中央部を那珂川や博多川が流れています。
- 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わいの場所が形成されています。（天神地区、大名地区、今泉地区、渡辺通り・春吉地区、博多駅周辺地区、キャナルシティ博多、中洲地区、川端地区、御供所地区等）
- 東西に JR 博多駅と西鉄福岡天神駅の2つの広域ターミナルを都心活動や賑わいの拠点として持っています。
- 天神地区をはさんで、東西に御供所地区と福岡城址（舞鶴公園）という本市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- 各メインストリートは、スカイラインやまちなみの壁面線が比較的小さいそろっており、福岡都心景観の大きな特徴となっています。

景観形成方針

- ・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡を代表する景観拠点にふさわしい街並みを形成します。
- ・櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築や寺社等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- ・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となるはかた駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。
- ・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするなど、地域との共働による歩いて楽しい魅力的な景観づくり・歩行者空間づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。

2. 一般市街地ゾーン



景観特性

- 東部（香椎・千早）、西部（西新・藤崎・シーサイドももち）、南部（大橋）の広域拠点では、交通結節機能の高さを活かし、都市活力を担いつつ行政区・市域を超えた広範な生活圏域の中心として、商業、文教、行政機能など諸機能の集積が図られています。
- 福岡城跡、大濠公園、西公園と続く緑と水のオープンスペースは、福岡の身近な自然を代表するエリアになっています。
- 多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
- 国道202号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線の土地利用は高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールのまちなみになっています。

景観形成方針

- ・舞鶴公園など顔となる公園は、緑と歴史を活かした空間づくりを進めるとともに、周辺地域においても、風格とゆとりのある景観づくりを進めます。
- ・多々良川、那珂川、室見川など、まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
- ・広域拠点では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観づくりに努めます。
- ・九州大学学術研究都市においては、知の拠点にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。
- ・計画的まちづくりが予定される六本松地区（九大跡地）や地下鉄七隈線のターミナルである橋本地区などでは、新たなまちづくりの機会を捉え、周辺との調和を図りながら賑わいと潤いのある景観づくりに努めます。
- ・その他の地区では、歴史的資源の活用、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働で進めます。
- ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します。

2. 骨子案について（第2章 良好な景観の形成に関する方針）

参考 景観形成方針（現計画）



3. 山の辺・田園ゾーン

景観特性

- 糸島へと続く田園地帯は福岡市内最大の近郊農業地帯となっており、学園通り線からの眺望は、伸びやかな田園景観が広がっています。
- 油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
- 山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

景観形成方針

- ・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を活かした景観づくりに努めます。
- ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



4. 海浜ゾーン

景観特性

- 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などの緑が大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- 生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。
- シーサイドももちや小戸周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。

景観形成方針

- ・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
- ・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
- ・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

5. 港湾ゾーン

景観特性

- 博多埠頭、中央埠頭には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、人・物・情報が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- 須崎埠頭、東浜埠頭、箱崎埠頭は、計画的な基盤整備が行われ、物流倉庫や資材置場などが集積し、わかりやすく単純なまちなみになっています。
- 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際港らしい湾岸景観を構成しています。

景観形成方針

- ・博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ・博多埠頭、中央埠頭においては、アジアをはじめとした海外から多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。
- ・アイランドシティや香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。

6. 歴史・伝統ゾーン

景観特性

- 御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の歴史的なまちなみが残る地区です。
- 住吉神社は、住吉造等古代建築形式の佇まいを現代に残しています。
- 舞鶴公園・大濠公園等では、緑と水の自然や歴史を感じることができる福岡の顔となる公園整備が進められています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町屋などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールのまちなみになっています。

景観形成方針

- ・建築物等の計画を行う際は、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出を進めるため、歴史資源からの眺望を大切にするとともに、歴史資源等との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ・舞鶴公園・大濠公園等周辺では、緑と歴史を活かした空間づくりを進めるとともに周辺地域においても風格とゆとりのある景観づくりを進めます。

- 【参考】大規模建築物等に関する行為の制限（現計画）（左：全ゾーン、右：ゾーン別）

都心ゾーン	
対象	行為の制限
規模・配置	- 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。 - 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。 - 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置する等、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	歩行者空間に賑わいをもたらす照明計画とする。
屋外広告物	可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。
一般市街地ゾーン	
対象	行為の制限
規模・配置	- まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 - 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。
山の辺・田園ゾーン	
対象	行為の制限
規模・配置	背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
形態・意匠	- 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 - 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

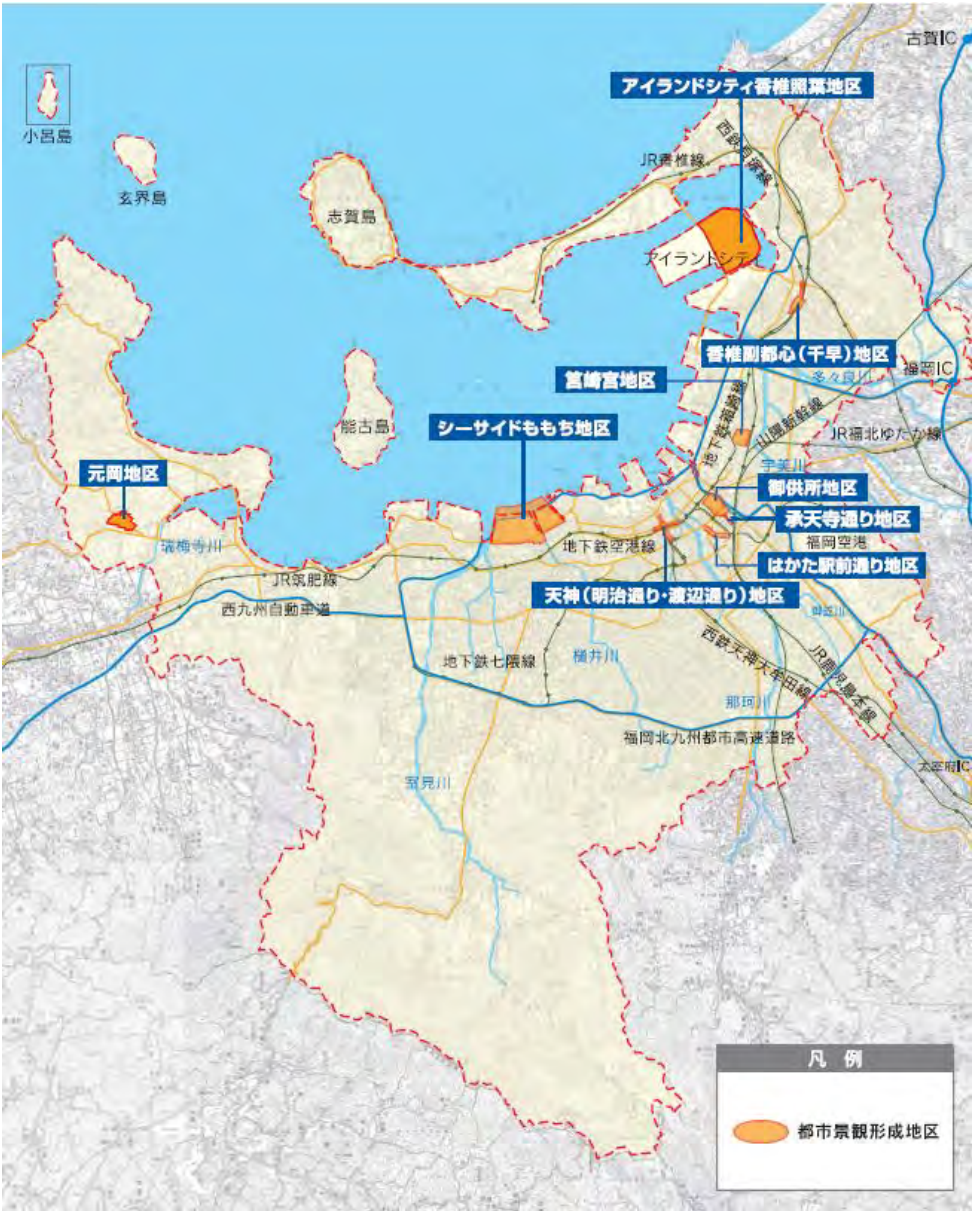
※歴史・伝統ゾーンについては、歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さなどを誘導する視点を明確化する方向で検討を進めていく。

第4章 都市景観形成地区に関する事項

「福岡市 都市景観条例 第10条 第2項」

- 良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区等について、都市景観形成地区に指定することで、景観づくりの方針等を定めるとともに、建築物の規模にかかわらず新築、増築等を届け出対象行為とし、建築物等について規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定める。

【参考】都市景観形成地区（これまでの実績）



地区名	指定面積／ 指定年月日	概要	
シーサイドももち地区	約 185.6ha ／ H8. 4. 25	昭和 57 年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を活かした「21 世紀を展望した計画的なまちづくり」が始められた地区	
御供所地区	約 28.0ha ／ (当初) H10.11.30 (変更) H23. 5. 26	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区	
天神(明治通り・渡辺通り)地区	約 15.7ha ／ H12. 3. 2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区	
香椎副都心(千早)地区	約 17.6ha ／ H17. 4. 25	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成 5 年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区	
アイランドシティ香椎照葉地区	約 191.8ha ／ (当初) H23. 3. 3 (変更) R. 5. 10.12	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区	
元岡地区	約 18.3ha ／ H23. 3. 3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区	
はかた駅前通り地区	約 7.0ha ／ H23. 7. 28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区	
承天寺通り地区	約 2.6ha ／ R02. 3. 30	博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化を醸し出すまちなみの形成を図る地区	
宮崎宮地区	約 18.7ha ／ R06. 3. 28	宮崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よいまちなみの形成を図る地区	

2. 骨子案について（第5章 ～ 第7章）

■ 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

《景観法 第8条 第2項 第3号》

・ 景観重要建造物

- 地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物に指定することができる。

・ 景観重要樹木

- 長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、地域にとって重要な樹木であり、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木に指定することができる。

■ 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

《景観法 第8条 第2項 第4号ロハ》

- 都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）について、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定める。

■ 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

《景観法 第8条 第2項 第4号イ》

- 屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を福岡市屋外広告物条例に定める。

2. 骨子案について（序章（景観形成の考え方（福岡市の景観特性）））

都心部

- 都心ゾーンの中心部には、地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わいの場所が形成されています。
- 先進的なオフィス、商業施設などの高度な都市機能が充実するとともに、水辺や緑、文化芸術、歴史などによって彩りや潤い、賑わいが溢れる魅力的な都市空間が形成されています。

JR博多シティ



福岡大名ガーデンシティ



精神的風土

- 福岡市は、中世最大の貿易港湾都市として繁栄をした商人のまち博多と、福岡城の築城により誕生した城下町福岡の双子都市として発展してきました。
- 福岡市がもつ風情、文化、支え合いという精神的風土を生活や心の中に残し、具体的な都市景観の形成に生かしています。

博多どんたく



山の辺・田園エリア

一般市街地エリア

- 東部、西部、南部の広域拠点では、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能が集積しています。
- 市内各所の公園緑地において、市民や企業によって、まちに彩りと潤いを与え、賑わいや憩いを創出する、コントラストのある、みどり豊かなまちづくりに取り組まれています。

なみきスクエア



西新商店街



室見川河川敷



油山からの風景



海浜エリア

- 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などのみどりが大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- 生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。

海の中道



北崎



港湾エリア

- ウォーターフロント地区には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、国内外の人々が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- アイランドシティは、大型のコンテナクレーンなどが国際コンテナ港らしい湾岸景観を構成しています。

あいたか橋



コンテナクレーン



歴史伝統地区

- 御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の歴史的なまちなみが残る地区です。
- 舞鶴公園・大濠公園等では、セントラルパーク構想に基づき、憩いの場、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、福岡の顔となる公園づくりを進めています。
- 神社や寺院などを核とし、参道などの周辺も含めて一体的に伝統や歴史を活かした景観形成を図っています。

福岡城南丸多聞櫓



博多千年門



旧大名小学校



2. 骨子案について（序章（景観形成の考え方（福岡市の景観特性）））

福岡らしさを示す景観（新景観計画）

新・福岡市景観計画 構成案

序章 景観形成の考え方

基本計画からの移行項目
景観計画からの移行項目
新たな項目

1. 基本的事項

- (1) はじめに(景観計画の構成)
- (2) 計画の目的(理念や目標像を踏襲し、魅力を感じる景観づくりに取り組む)
- (3) 位置づけ(第10次福岡市基本計画等の上位計画との連携を図る)
- (4) 目標年次(第10次福岡市基本計画とあわせ、令和16(2034)年度とする)

2. 福岡市の景観特性

- (1) 都市形成史の特色(海と共に栄えてきた都市、二都市の融合、自然と調和した都市)
- (2) 福岡らしさを示す景観
- (3) 景観形成の考え方(都市計画マスタープランを参照)

3. 景観形成の理念(都市景観は、市民の共有財産である など)

4. 目標像(「顔のあるまち」「個性がいきるまち」「魅力を感じるまち」)

5. 基本方向(三つの目標像を実現するため、四つの基本方向を策定する)

第1章 景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 地域特性を活かした景観形成方針

第3章 大規模建築物等に関する事項

1. 届出対象行為
2. 大規模建築物等に関する行為の制限
3. 色彩に関する景観形成基準

第4章 都市景観形成地区に関する事項

1. 都市景観形成地区の指定の考え方
2. 届出対象行為
3. 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

1. 景観重要建造物
2. 景観重要樹木

第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第8章 景観づくりを総合的に推進するための方策

1. 推進方策
2. 成果指標

ビジョン編

推進編

■ 福岡らしさを示す景観



福岡市の景観特性（福岡らしさを示す景観）を踏まえ、「地域特性を生かした景観形成方針」を定めるよう整理

■ 地域特性を生かした景観形成方針

- 景観計画区域を地域特性に応じ6つのゾーンに区分し、それぞれの特性を生かした方針(景観形成方針)を定める。

